

平成 24 年度事業報告

自 平成 24 年 4 月 1 日
至 平成 25 年 3 月 31 日

社団法人 リース事業協会

平成 24 年度事業報告

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 25 年 3 月 31 日

社団法人 リース事業協会

はじめに

当協会は、平成 25 年 4 月 1 日の公益社団法人移行に向けて、平成 24 年度において、定款の変更、諸規程の制定及び見直し等、公益社団法人としての体制整備を図った。

第 48 回臨時総会（平成 24 年 9 月 26 日開催）での定款の変更の案（公益社団法人リース事業協会定款）の決議を経て、内閣総理大臣に対して移行認定申請書等の関係書類を提出し（平成 24 年 9 月 27 日）、平成 25 年 3 月 21 日、内閣総理大臣から公益社団法人として認定を受けた。平成 25 年 4 月 1 日より公益社団法人リース事業協会として新たにスタートする。

当協会は、平成 24 年度において、公益社団法人移行を前提に、次のとおり、「公益目的事業」と「支援事業」を明確に区分して事業を遂行した。

《公益目的事業》

- I. **調査研究事業**（リース及びリース事業に関する調査研究並びに提言、統計調査を行い、その成果を社会に等しく公表することにより、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業。）
 1. リース及びリース事業に関する調査研究並びに提言
 2. リース及びリース事業に関する統計調査
- II. **広報事業及び相談事業**（リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るため広報事業及び相談事業を社会に等しく行うことにより、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業。）
 1. リース及びリース事業に関する広報事業
 2. リース及びリース事業に関する相談事業
- III. **研修事業**（リースに関する法制、会計税制、リース終了処理に関連した環境関連制度等の研修を通じて、社会及び経済界全体のリースの専門的知識・技能の向上及び社会全体にその普及を図ることにより、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業。）

《支援事業》

会員会社のリース事業等の健全な発展のために会員を支援する事業。

《公益目的事業》

I. 調査研究事業

1. リース及びリース事業に関する調査研究並びに提言

次に掲げるリース及びリース事業に関する調査研究を行い、これらの結果を踏まえた提言を行うとともに、協会ホームページ、月刊リース、プレスリリースにより調査研究成果を社会に等しく公表した。

- (1) リース及びリース事業の法制に関する調査研究
- (2) リースの会計税制に関する調査研究
- (3) リース及びリース事業に関する環境関連制度の調査研究
- (4) 諸外国のリース制度等に関する調査研究
- (5) 自動車リースに関する調査研究
- (6) 小口リースに関する調査研究
- (7) リース資産等の流動化に関する調査研究
- (8) リース及びリース事業に係る規制の調査研究

(1) リース及びリース事業の法制に関する調査研究

① ファイナンス・リースの法制化に関する調査研究

リース契約に関する成文法はないものの、当協会が作成し、普及促進を図っている「リース契約書（参考）」に規定された内容が商慣習法として定着している。

このような状況の中、法制審議会・民法（債権関係）部会は、債権法改正審議の中でファイナンス・リースの法制化を検討しているが、この提案は、リースの公正な商慣習法の形成及び公正かつ自由な経済活動を阻害するものである。

このため、平成 24 年度においては、同部会で検討されているファイナンス・リースの法制化及びリース契約に関連する事項について調査研究を行い、その成果を取りまとめるとともに提言を行い、協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表した。

内容	公表日等
法制審議会・民法（債権関係）部会の検討（抗弁の接続）に関する提言	平成 24 年 8 月 22 日
法制審議会・民法（債権関係）部会提案「ファイナンス・リース」に対する提言	平成 24 年 10 月
民法（債権法）改正・ファイナンス・リースの法制化の動向	月刊リース 平成 24 年 11 月号

② 改正犯罪収益移転防止法等に関する調査研究

リースは、権利義務関係者が多岐にわたること、あらゆる機械設備がリースされていることから、リース及びリース事業に係る法制度は非常に多い。このため、常に、関係法令の改正あるいは新設の動きを注視するとともに、法令遵守の推進を図る必要がある。

平成 24 年度においては、リース及びリース事業に係る法令として、改正犯罪収益移転防止法及び改正労働安全衛生規則に関する調査研究を行い、その成果を取りまとめ、協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表した。

内容	公表日等
改正犯罪収益移転防止法について	平成 24 年 4 月 11 日
改正犯罪収益移転防止法とファイナンス・リース契約について	月刊リース 平成 25 年 3 月号
改正労働安全衛生規則について	平成 24 年 7 月 11 日

(2) リースの会計税制に関する調査研究

① リースの新たな国際会計基準に関する調査研究

当協会は、リースの公正妥当な会計基準の策定に寄与するため、わが国の会計基準を開発している企業会計基準委員会（ASBJ）に対して、これまで、リース会計に関する調査研究に基づく数多くの提言を行っている。

一方、国際的な会計基準を開発している国際会計基準審議会（IASB）及び米国会計基準を開発している米国財務会計基準審議会（FASB）は、新たなリース会計基準の策定に向けた検討を進めているが、この新たなリース会計は、現在のリース会計基準を大きく変革する内容であり、かつ、わが国リース会計基準に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な経済活動を阻害するものである。

このため、平成 24 年度においては、IASB 及び FASB で検討されている新たなリース会計に関する調査研究を行い、その成果を取りまとめるとともに提言を行い、協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表した。

内容	公表日等
借手の会計処理 ：リースの区分に関する暫定決定に対する提言	平成 24 年 7 月 25 日
IFRS 新リース会計の動向	月刊リース 平成 24 年 10 月号
リース会計に関する提言	平成 24 年 11 月 21 日

また、ASBJ においても、IASB 及び FASB が検討している新たなリース会計に関する研究が行われており、同委員会のリース会計専門委員会に派遣している専門委員を通じて、当協会の提言を行った。

内容	実施日
第 55 回 リース会計専門委員会	平成 24 年 6 月 26 日
第 56 回 リース会計専門委員会	平成 24 年 11 月 15 日

新たなリース会計基準の再公開草案の公表は、平成 25 年 1 月～3 月期に予定されていたが、平成 25 年 4 月～6 月期に延期されることとなった。

当協会は、再公開草案に対する提言を行うに当たり、特に国際会計基準の影響を受けると予想される上場会社等（リースの借手）の再公開草案に対する見解を確認するため、これら企業を対象に、平成 24 年度においてアンケート調査を実施することとしていたが、再公開草案の公表が延期されたため、アンケート調査の実施を平成 25 年度に先送りすることとした。

② 改正消費税法等リースの税制に関する調査研究

リースにおいて会計制度と税制は密接に関係しており、現行のリースの税制はリース会計基準の改訂に伴って改正されているため、リース会計の動きに関連する税制の調査研究が重要となる。また、適正な納税を推進し、公正かつ自由な経済活動を促進するための税制を確立するために、リースに係る各種の税制について調査研究を行う必要がある。

平成 24 年度においては、改正消費税法におけるリースの課税関係について調査研究を行った（本調査研究の成果は平成 25 年度に公表予定）。また、平成 24 年度税制改正において設備投資促進を図るために創設又は延長された設備投資減税制度のリースの適用について調査研究を行い、その成果を取りまとめ、協会ホームページにおいて公表した。なお、平成 25 年度税制改正についても提言を行い、協会ホームページにおいて公表した。

内容	公表日等
平成 24 年度税制改正について（租税特別措置関係）	平成 24 年 4 月 16 日
平成 25 年度税制改正に関する提言	平成 24 年 6 月

(3) リース及びリース事業に関する環境関連制度の調査研究

当協会は、リース終了物件の適正な処分並びにリユース及びリサイクルの推進を図ることにより、公正かつ自由な経済活動を促進するため、従来より、環境関連制度に関する調査研究を行っている。

平成 24 年度においては、環境関連法制の専門家によりその成果を取りまとめ、月刊リースにおいて公表したほか、再リース及びリース終了処理に関する実態等の調査研究を行い、その成果を取りまとめ、協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表した。

内容	公表日等
リース終了処理に関する法制	月刊リース 平成 24 年 5 月号
再リース等実態調査	月刊リース 平成 24 年 8 月号

(4) 諸外国のリース制度等に関する調査研究

当協会は、経済界の海外展開に必要なかつ有益な情報を提供するため、従来より、諸外国のリース制度等に関する調査研究を行っている。

平成 24 年度においては、インドのリース制度（リース産業の概況、リースの法規制、会計、税制等）に関する調査研究を行い、その成果をとりまとめ、協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表したほか、リース会社の海外拠点に関する調査研究を行い、その成果をとりまとめ、協会ホームページにおいて公表した。

内容	公表日等
インドのリース制度	月刊リース 平成 25 年 1・2 月号
リース会社の海外拠点	平成 24 年 5 月・11 月

(5) 自動車リースに関する調査研究

自動車リースの公正な商慣習を確立するためには、自動車固有の法制、会計税制等の調整等が必要となるため、当協会は、従来より、自動車リースに関する法制、会計税制等の調査研究を行っている。

平成 24 年度においては、IASB 及び FASB が検討を進めている新たなリース会計について、自動車リースの観点から調査研究を行ったほか（(2)①参照）、平成 24 年度税制改正の自動車に係る税制について調査研究を行った。また、自動車リースに係る規制改革の現状を取りまとめ、協会ホームページにおいて公表した。

内容	公表日等
自動車リースに係る規制改革の現状	平成 24 年 9 月 30 日

(6) 小口リースに関する調査研究

当協会は、個人事業者等を対象とした小口リース取引の不適正な取引方法を是正するため、従来より、小口リースに関する調査研究を行っている。

平成 24 年度においては、平成 23 年 1 月 26 日に決定した「小口リース取引問題の新たな対応策」の実施状況の確認及び対応策の効果の検証を行い、その成果を取りまとめ、協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表した。

内容	公表日等
小口リース取引の新対応策の実施状況について	平成 24 年 7 月 25 日 月刊リース 平成 24 年 7 月号

また、定期的に小口リース取引を行う会員会社の対応状況等を取りまとめ、協会ホームページにおいて公表した。

内容	公表日等
小口リース取引に係る問題の解消を目指して －当協会の取組み状況（平成 23 年 10 月～12 月）－	平成 24 年 4 月 27 日

小口リース取引に係る問題の解消を目指して －当協会の取組み状況（平成 24 年 1 月～3 月）－	平成 24 年 7 月 25 日
小口リース取引に係る問題の解消を目指して －当協会の取組み状況（平成 24 年 4 月～6 月）－	平成 24 年 11 月 21 日
小口リース取引に係る問題の解消を目指して －当協会の取組み状況（平成 24 年 7 月～9 月）－	平成 24 年 12 月 19 日
小口リース取引に係る問題の解消を目指して －当協会の取組み状況（平成 24 年 10 月～12 月）－	平成 25 年 3 月 13 日

(7) リース資産等の流動化に関する調査研究

リース事業の資金調達の一つであるリース資産等の流動化を安定的なものとし、経済界に対して安定したリースを提供するため、当協会は、従来より、リース資産等の流動化に関する法制、会計税制の調査研究を行っている。

平成 24 年度においては、資産流動化に専門的知見を有する学術研究者によりその成果を取りまとめ、報告書を発行したほか、協会ホームページにおいて公表した。

内容	公表日等
資産流動化調査研究報告書第 8 号	平成 25 年 3 月

(8) リース及びリース事業に係る規制の調査研究

リース及びリース事業自体の規制は存在しないが、リース物件が多岐にわたること、日本全国に設置されていること等から、一部のリース物件に対する規制、地域によって異なる手続きなど不合理な規制等が存在する。このため、当協会は、公正かつ自由な経済活動を阻害する規制の撤廃又は緩和の実現のため、従来より、リース及びリース事業に係る規制の調査研究を行っている。

平成 24 年度においては、国とのリース契約、金融機関のリース子会社の業務、葉事法・自動車・廃棄物処理法等のリース及びリース事業に係る規制の調査研究を行い、その成果を取りまとめるとともに提言を行い、協会ホームページにおいて公表した。

内容	公表日等
リース及びリース事業に係る規制・制度改革に関する提言	平成 24 年 11 月 21 日

2. リース及びリース事業に関する統計調査

当協会は、従来より、わが国の経済動向、企業の設備投資動向に大きく関係するリース及びリース事業に関する統計調査を実施し、その結果を社会に等しく公表することにより、公正かつ自由な経済活動の促進に寄与している。

平成 24 年度においては、リース統計調査、割賦・延払等統計調査、自動車リース統計調査を行い、その結果を取りまとめてプレスリリースしたほか、協会ホームページ、月刊リース、リース・ハンドブック（平成 24 年 8 月発行）において公表した。

(1) リース統計調査

内容	公表日等
平成 24 年 3 月リース統計	平成 24 年 4 月 27 日
平成 23 年度及び平成 24 年 4 月リース統計	平成 24 年 5 月 31 日
平成 24 年 5 月リース統計	平成 24 年 6 月 28 日
平成 24 年 6 月リース統計	平成 24 年 7 月 26 日
平成 24 年 7 月リース統計	平成 24 年 8 月 28 日
平成 24 年 8 月リース統計	平成 24 年 9 月 27 日
平成 24 年度上期及び平成 24 年 9 月リース統計	平成 24 年 10 月 29 日
平成 24 年 10 月リース統計	平成 24 年 11 月 28 日
平成 24 年 11 月リース統計	平成 24 年 12 月 28 日
平成 24 年 12 月リース統計	平成 25 年 1 月 29 日
平成 25 年 1 月リース統計	平成 25 年 2 月 27 日
平成 25 年 2 月リース統計	平成 25 年 3 月 28 日

(2) 割賦・延払等調査

内容	公表日等
平成 23 年度割賦・延払等調査	平成 24 年 6 月 28 日
平成 24 年度上期割賦・延払等調査	平成 24 年 11 月 28 日

(3) 自動車リース統計調査（リース車保有台数調査）

内容	公表日等
リース車保有台数調査（平成 24 年 3 月末・9 月末）	平成 24 年 12 月 4 日

Ⅱ. 広報事業及び相談事業

当協会は、リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るため、広報事業及び相談事業を社会に等しく行っている。

平成 24 年度においては、次のとおり、広報事業（リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るための広報、リース事業の地球温暖化対策、リース及びリース事業を基盤とした社会貢献活動）及び相談事業を行った。

1. リース及びリース事業に関する広報事業

(1) リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るための広報

① 月刊リースの発行・頒布

リース及びリース事業に関する論文及び記事、各種調査研究成果及び各種統計調査結果を掲載した「月刊リース」を毎月発行し、頒布した。

② リース産業の現況の発行・頒布等

リース産業の現況調査（リース会社の所在地、資本金、従業員数、営業実績等に関する調査）を実施し、その結果を取りまとめ、平成 24 年 12 月に「リース産業の現況」を発行し頒布するとともに、調査結果の概要をホームページにおいて公表した。

③ パンフレットの発行・頒布等

以下のパンフレットを発行し頒布するとともに、ホームページに掲載した。

- (i) 設備投資促進を図るために創設された税制を紹介した「設備投資減税に関するパンフレット」（平成 24 年 5 月発行）
- (ii) 経済界における法令遵守を推進するために改正犯罪収益移転防止法の内容を紹介した「改正犯罪収益移転防止法に関するパンフレット」（平成 24 年 11 月発行）
- (iii) 小口リース取引の仕組み、取引上の留意点等を掲載した「小口リース啓発パンフレット」（平成 24 年 12 月発行）

④ 資料閲覧室の開放

資料閲覧室を開放し（平日 9 時～17 時）、各種調査研究成果を掲載した協会刊行物等を備え置きし、閲覧の用に供した。平成 24 年度においては、利用者の利便性を更に高めるため、当協会が保有するリース関連の蔵書も加えるなど閲覧対象物の拡充を図った。

【参考】 当協会は、協会ホームページにおいて各種調査研究成果、研修事業の開催案内等を公表しているが、協会ホームページでのアクセス状況は次のとおりである。
《協会ホームページへのアクセス数（PV：ページビュー数）》

年度	アクセス数	前年度比
平成 21 年度	2,417,165	53.0%減
平成 22 年度	2,827,577	17.0%増
平成 23 年度	3,544,708	25.4%増
平成 24 年度	2,590,982	26.9%減

(2) リース事業の地球温暖化対策

わが国の地球温暖化対策の取組み、リース事業の地球温暖化対策自主行動計画（平成19年9月策定）の進捗状況、会員会社における地球温暖化対策の取組み内容等を取りまとめて、協会ホームページ及び月刊リースにおいて公表し、リース及びリース事業の適正な理解の促進を図った。

内容	公表日等
リース業における地球温暖化対策の取組み	月刊リース 平成24年12月号
リース業における地球温暖化対策の取組み（2011年度）	平成24年12月

また、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会流通・サービスワーキンググループにおいて、平成23年度の取組み状況及び今後の方針等について報告を行った。

内容	公表日等
産業構造審議会環境部会地球環境小委員会流通・サービスワーキンググループ	平成24年12月18日

(3) リース及びリース事業を基盤とした社会貢献活動

平成23年度に引き続き、会員会社から無償提供を受けたリース終了パソコンを整備したうえで、東日本大震災被災地域の教育機関に寄贈する活動を行い、その活動を社会に等しく公表するとともに、リース及びリース事業の適正な理解の促進を図った。寄贈実績は次のとおりである。

〈寄贈実績〉平成25年3月現在

	デスクトップ型	ノートブック型	合計
平成23年度	197台（－）	326台（－）	523台（－）
平成24年度	54台（－）	365台（62台）	419台（62台）
合計	251台（－）	691台（62台）	942台（62台）

（ ）内は学校図書館に対する寄贈台数

2. リース及びリース事業に関する相談事業

事務局において、各方面からのリース及びリース事業に関する相談及び問い合わせに対応し、リース及びリース事業に関する適正な理解の促進を図った。

また、小口リース取引に関する相談及び東日本大震災の被災者からの相談については、専用相談ダイヤルにおいて問題解決の参考となる助言を行った。専用ダイヤルで寄せられた相談件数は次のとおりである。

年度	相談件数	前年度比
平成21年度	690件	80.2%増
平成22年度	705件	2.2%増
平成23年度	605件	12.2%減
平成24年度	499件	17.5%減

Ⅲ. 研修事業

リースに関する法制、会計税制、リース終了処理に関連した環境関連制度等の研修を通じて、社会及び経済界全体のリースの専門的知識・技能の向上及び社会全体にその普及を図るため、次のとおり、基礎講座を3回、専門講座を2回（会計・税制コース、法制コース）実施した。

実施に当たっては、会員会社以外の者も幅広く受講できるよう、協会ホームページを通じて受講者の募集を行った。

研修を通じて、リースの専門知識・技能の向上及びその普及を図ることが必要であるため、講師は、講義分野に相当の知見を有する弁護士、公認会計士、実務家（当協会の委員会委員または委員代理）が務めた。講師に対する報酬は、当協会の「謝金等の支出に関する規程」に基づき、講師の資格に応じて適切に支払っている。

1. 基礎講座

開催日 (開催地)	対象	講義内容	講師	受講者数
24年8月22日・23日 (東京)	リースの基礎知識の習得を期待する者	リースの法務 (リース契約書の基本) リースと環境 リース会計基準の基礎 リースの会計と税務	弁護士 実務家 公認会計士 実務家	106名
24年9月12日・13日 (東京)	リースの基礎知識の習得を期待する者	リースの法務 (リース契約書の基本) リースと環境 リース会計基準の基礎 リースの会計と税務	弁護士 実務家 公認会計士 実務家	105名
24年12月13日 (大阪)	リースの基礎知識の習得を期待する者	リースと環境 ファイナンス・リース典型契約化、犯罪収益移転防止法 IFRS 新リース会計	実務家 実務家 実務家	64名

2. 専門講座（会計・税制コース、法制コース）

開催日 (開催地)	対象	講義内容	講師	受講者数
24年11月14日 (東京)	リースの会計・税制の高度な専門的知識・技能の習得を期待する者	リースの会計税制 リースプロジェクトの動向	実務家 実務家	110名
24年11月15日 (東京)	リースの法制の高度な専門的知識・技能の習得を期待する者	ファイナンス・リース典型契約化、リース取引を巡る法律上の諸問題 リース取引の判例研究	実務家 弁護士	86名

《支援事業》

会員会社のリース事業等の健全な発展のため、次のとおり、会員を支援する事業を行った。

1. 会員専用 JLA-Net を通じた情報提供

会員専用の JLA-Net を通じて、会員会社に対して協会の活動報告及び予定、リース事業に関連する動向等、各種の情報提供を行った。

2. 環境セミナー

会員会社を対象に、リース終了処理実務及び環境関連法制に関する情報提供を行うために、環境セミナーを実施した（平成 25 年 2 月 5 日）。

3. 小口リース取引対応

小口リース取引に係る問題の解消を目指して、小口リース取引問題の新たな対応策（平成 23 年 1 月 26 日策定）を着実に実施するとともに、サプライヤー情報交換センターの適切な運営を図った。

4. 地方会員に対する情報提供

全国を 8 地区（北海道、東北、関東・甲信越、中部、近畿、中国、四国、九州）に区分し、代表者会議及び実務者会議（北海道地区、関東・甲信越地区、中国地区については実務者会議のみ）を開催し、リース業界の現状と諸課題、協会活動等に関する情報提供を行った。

開催日	開催地区	開催場所
平成 24 年 7 月 5 日	東北地区	仙台市
平成 24 年 7 月 12 日	北海道地区	札幌市
平成 24 年 9 月 6 日	九州地区	福岡市
平成 24 年 10 月 4 日	四国地区	高松市
平成 24 年 10 月 24 日	関東・甲信越地区	東京都
平成 24 年 11 月 1 日	中国地区	広島市
平成 25 年 2 月 8 日	近畿地区	大阪市
平成 25 年 3 月 7 日	中部地区	名古屋市

5. 広告

社会におけるリース及びリース産業に対する理解と認識の向上のため、リースと環境をテーマにした広告を日本経済新聞（全 15 段）に掲載した（平成 25 年 2 月 18 日）。

6. その他

(1) 地区会議の活動支援

会員会社が各地区及び地域で独自に開催した会議に対して費用の一部を負担したほか、派遣要請のあった地域（福岡市及び静岡市）では、事務局職員が出席しリース業界の現状と課題等について説明を行った。

(2) 会員会社間の親睦交流

会員会社間の親睦交流を図るため、会員厚生事業（軟式野球大会、サッカー大会、硬式テニス大会、バスケットボール大会）の実施を支援したほか、経団連会館において賀詞交換会（平成 25 年 1 月 9 日）を実施した。

(3) 情報収集

各委員会において、リース及びリース事業に関して、実務的な観点から意見交換等を行った。

(4) 所有権表示の統一シール

会員会社のリース物件に貼付する所有権表示の統一シールを企画し、導入手続きを支援した（平成 25 年 2 月）。

(5) リース終了物件取扱業者に関する調査等

会員会社によるリース終了物件適正処理を推進するため、会員会社と取引のあるリース終了物件取扱業者（中古業者・許可処分業者）に関する調査を実施し、その結果を「リース終了物件取扱業者名簿」としてとりまとめ、会員会社に通知した（平成 25 年 2 月）。

また、地方自治体に対して「産業廃棄物処理行政に関する調査」を実施し、その結果をとりまとめて会員会社に通知した（平成 24 年 6 月）。なお、本調査は、調査対象先である地方自治体の了解を得て、平成 25 年度調査の結果から公表することとし、平成 25 年度以降、公益目的事業（調査研究事業「リース及びリース事業に関する環境関連制度の調査研究」）として行う。

《管理部門》

1. 公益社団法人への移行

当協会は、平成 25 年 4 月 1 日の公益社団法人移行に向けて、定款の変更、諸規程の制定及び見直し等、公益社団法人としての体制整備を図った。

平成 24 年 9 月 26 日に第 48 回臨時総会を開催して、定款の変更の案（公益社団法人リース事業協会定款）を決議し、平成 24 年 9 月 27 日、内閣総理大臣に対して移行認定申請書及び関係書類を提出した。その後、公益認定等委員会による審査を経て、平成 24 年 11 月 16 日、公益認定等委員会から内閣総理大臣に対し、当協会については、定款の変更の案が法令に適合し、また、公益認定基準に適合すると認める旨の答申があり、平成 25 年 3 月 21 日、次のとおり、内閣総理大臣から公益社団法人として認定を受けた。

社団法人リース事業協会
代表者 阿部 勗 殿

府 益 担 第 2618 号
平成 25 年 3 月 21 日

内閣総理大臣
安倍 晋三

認 定 書

平成 24 年 9 月 27 日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 44 条の規定に基づき、別紙のと通りの公益社団法人として認定する。

別 紙

1. 法人コード：A015691
2. 法人の名称：社団法人リース事業協会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人リース事業協会
4. 代表者の指名：阿部 勗
5. 主たる事業所の所在場所：東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 2 号
6. 公益目的事業
 - (1) 調査研究事業（リース及びリース事業に関する調査研究並びに提言・統計調査を行い、その成果を社会に等しく公表することにより、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業。）
 - (2) 広報事業及び相談事業（リース及びリース事業の適正な理解の促進を図るため広報事業及び相談事業を社会に等しく行うことにより、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業。）
 - (3) 研修事業（リースに関する法制・会計税制、リース終了処理に関連した環境関連制度等の研修を通じて、社会及び経済界全体のリースの専門的知識・技能の向上及び社会全体にその普及を図ることにより、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化を図り、もって国民生活の安定向上に寄与し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業。）
7. 収益事業等
 - (1) 支援事業（会員会社のリース事業等の健全な発展のために会員を支援する事業）
8. 旧主務官庁の名称：経済産業省

平成 25 年 4 月 1 日、社団法人リース事業協会の解散の登記及び公益社団法人リース事業協会の設立の登記を行い、公益社団法人リース事業協会として新たにスタートする。

なお、公益社団法人としての体制の整備を図るために、平成 24 年度中に制定及び見直しを行った諸規程は、次のとおりである。

	規程の名称	施行日
①	公益社団法人リース事業協会定款	平成 25 年 4 月 1 日
②	会員の入会及び退会規程	平成 25 年 4 月 1 日
③	入会金及び会費に関する規程	平成 24 年 9 月 26 日
④	総会運営規則	平成 25 年 4 月 1 日
⑤	理事会運営規則	平成 25 年 4 月 1 日
⑥	常勤理事の業務分担規程	平成 25 年 4 月 1 日
⑦	常勤理事の報酬等に関する規程	平成 24 年 7 月 25 日 (一部は平成 25 年 4 月 1 日)
⑧	常勤理事の定年規程	平成 24 年 7 月 25 日
⑨	委員会規程	平成 24 年 5 月 22 日
⑩	連絡会議に関する規程	平成 24 年 5 月 22 日
⑪	会計規程	平成 24 年 4 月 1 日
⑫	個人情報保護管理規程	平成 24 年 5 月 22 日
⑬	印章取扱規程	平成 24 年 5 月 22 日
⑭	情報公開規程	平成 25 年 4 月 1 日
⑮	リスク管理規程	平成 24 年 7 月 25 日
⑯	公益通報者保護規程	平成 24 年 7 月 25 日
⑰	コンプライアンス規程	平成 24 年 7 月 25 日

2. 協会運営等

理事会では、公益社団法人としての体制整備を図るために、定款の変更、諸規程の制定・見直し等について審議したほか、会員の入退会、総会付議事項、リース及びリース事業に関する調査研究に基づく重要な提言等、重要な業務の執行に関する事項及び協会運営に関する事項を審議し決定した。

第 47 回通常総会（平成 24 年 5 月 22 日開催）において、平成 23 年度事業報告及び収支決算、平成 24 年度事業計画及び収支予算、平成 24 年度入会金及び会費に関する規程、役員選任など 6 議案を審議し可決した。

なお、本総会において選任された 26 名の理事と、平成 25 年 3 月 31 日付で退任した宮川公男監事を除く 2 名の監事は、公益社団法人移行後も引き続き理事・監事となる。

第 47 回通常総会終了後の第 443 回理事会において、次のとおり、理事の中から、会長、副会長、専務理事及び常務理事が選任された。

役職	氏名（会社名・役職）
会 長	阿部 勗（興銀リース 社長）
副会長	浅田俊一（東京センチュリーリース 社長）
副会長	三浦和哉（日立キャピタル 社長）
副会長	佐藤 隆（芙蓉総合リース 社長）
副会長	川村嘉則（三井住友ファイナンス&リース 社長）
副会長・専務理事	田中徳夫（専任）
常務理事	森住祐治（専任）

第 48 回臨時総会（平成 24 年 9 月 26 日開催）では、定款の変更の案のほか、総会運営規則の制定、入会金及び会費に関する規程の制定など 5 議案を審議し可決した。

《平成 24 年度の理事会及び総会の開催状況》

回数	開催年月	開催場所	審議事項
第 441 回 理事会	平成 24 年 4 月 25 日（水）	協会 会議室	1. 会員の入退会 2. 補欠理事の選任 3. 公益社団法人への移行 4. 第 47 回通常総会付議事項
第 442 回 理事会	平成 24 年 5 月 22 日（火）	経団連 会館	1. 会員の入退会 2. 第 47 回通常総会付議事項 3. 規程の整備
第 47 回 通常総会	平成 24 年 5 月 22 日（火）	経団連 会館	第 1 号議案 議事録署名人選任 第 2 号議案 補欠理事及び補欠監事承認 第 3 号議案 平成 23 年度事業報告及び収支決算 第 4 号議案 平成 24 年度事業計画及び収支予算 第 5 号議案 平成 24 年度入会金及び会費に関する規程 第 6 号議案 役員選任の件
第 443 回 理事会	平成 24 年 5 月 22 日（火）	経団連 会館	1. 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任
第 444 回 理事会	平成 24 年 7 月 25 日（水）	協会 会議室	1. 補欠理事の選任 2. 会員の入会 3. 公益社団法人移行に向けた定款の変更及び関連規程の整備 4. 各委員会の委員及び正副委員長選出 5. リース会計 6. 平成 25 年度税制改正

第 445 回 臨時理事会	平成 24 年 9 月 13 日 (木)	協会 会議室	1. 定款の変更の案 (修正) 2. 入会金及び会費に関する規程の制定
第 446 回 理事会	平成 24 年 9 月 26 日 (水)	協会 会議室	1. 諸規程の修正 2. 平成 24 年度収支予算の変更
第 48 回 臨時総会	平成 24 年 9 月 26 日 (水)	協会 会議室	第 1 号議案 議事録署名人選任 第 2 号議案 補欠理事承認 第 3 号議案 定款の変更 第 4 号議案 総会運営規則の制定 第 5 号議案 入会金及び会費に関する規程の制定
第 447 回 理事会	平成 24 年 11 月 21 日 (水)	協会 会議室	1. リース会計 2. ファイナンス・リースの法制化 3. リース及びリース事業に係る規制・制度改革 提言
第 448 回 理事会	平成 25 年 1 月 23 日 (水)	協会 会議室	1. 会員の入会 2. リース会計 3. ロゴマークの改定
第 449 回 理事会	平成 25 年 3 月 21 日 (木)	協会 会議室	1. 会員の入退会 2. 平成 24 年度事業報告及び収支決算 3. 平成 25 年度事業計画及び収支予算 4. 会員の入会及び退会規程の様式 5. ロゴマークの改定 6. ファイナンス・リースの法制化

3. ロゴマークの改定

公益社団法人移行（平成 25 年 4 月 1 日）を機に、ロゴマークを改定することとし、第 449 回理事会（平成 25 年 3 月 21 日開催）において新ロゴマークを決定した。新ロゴマークは、商標登録を行った後、協会ホームページ、各種刊行物（月刊リース等）、封筒、英文レターヘッド等に使用する。

4. 会員の状況

平成 24 年度において、正会員は、1 社の入会があり、平成 25 年 3 月 31 日現在で 91 社（平成 24 年度当初から 1 社増加）、賛助会員は、5 社の入会及び 6 社の退会があり、平成 25 年 3 月 31 日現在で 158 社（平成 24 年度当初から 1 社減少）、平成 25 年 3 月 31 日現在の合計会員数は 249 社となった（平成 24 年度当初と同数）。

	平成 24 年 4 月 1 日 現在の会員数	入 会	退 会	平成 25 年 3 月 31 日 現在の会員数
正 会 員	90	1	0	91
賛助会員	159	5	6	158
合 計	249	6	6	249

平成 24 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。